

12月定例会



(旧) 菊阿中跡地。右側、体育館部分は売却せず今までどおり。

〔旧〕菊阿中学校跡地を売却 職員給与若年層一部引上げ

12月定例会を13日から20日まで8日間の会期で開きました。
19年度補正予算、条例改正、指定管理者の指定、公有財産の売却
議案、陳情・請願などを審査しました。
採決の結果、全議案を全員賛成、一部多数賛成で可決、請願1件
を採択しました。
公有財産(旧菊阿中学校跡地)の売却は全員賛成で可決しました。
一般質問は9人が行いました。

条例改正で「町一般職員の給与に関する条例改正」は、人事院勧告に伴い、主に若年層の給与と手当の一部を引上げるもので、給与の引き上げは9年ぶりになります。

「国民健康保険税条例改正」は、国保加入世帯のうち65歳から74歳までの世帯の国保税が、20年4月から年金引きになります。

一般会計補正予算では「まちづくり交付金事業」のなかで生涯学習センター周辺整備、昭和園テニスコート改修などで1億1989万円の増額

となつていきます。歳入では、法人町民税4億円、個人町民税3500万円、固定資産税4500万円の増額などで町税合計が59億4211万円で過去最高額となる見込みです。

公有財産の売却は、旧菊阿中学校跡地を(有)ワークに3836万円で売却する契約です。

請願「悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」を多数賛成で採択し、同意見書を議員発議として可決しました。

請願を採択 (多数賛成)

第1 件名

悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する意見を政府等に提出することを求める件

第2 趣旨(要旨)

大津町議会が、国会及び経済産業省等に対し、悪質商法被害を助長するクレジット被害を防止するため、割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正することを求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。

請願者 熊本県熊本市鹿子木町60番地1
熊本県青年司法書士会
会長 今井 一洋

紹介議員 新開 則明 鈴木ムツヨ

(旧) 菊阿中学校跡地売却契約

土地 8,051m²

売却価格 38,361,900円

契約の相手 大阪府松原市阿保6-11-20

有限会社 ワーク

代表取締役 上村ケサヨ様

※売買契約は、建物分2,638,100円を合計して41,000,000円となっています。